

申告期限の延長に伴う役員給与の改正等

法人税の申告期限の延長特例の見直しに伴い、申告期限が延長された法人の役員給与に係る各種期限についても見直しが行われました。

平成 29 年度改正で見直しが行われた法人税の申告期限の延長特例により申告期限が延長された法人については、定期同額給与の通常改定の改定期限、事前確定届出給与の届出期限、業績連動給与における報酬委員会の決定等の手続期限についても、それぞれ延長されることになっています。

《定期同額給与の改正期限》

定期同額給与の通常改定の改定期限は、原則として会計期間開始日から「3ヶ月を経過する日」までであるところ、申告期限が延長された法人については通常改定の改定期限は、会計期間開始日から「延長月数+2ヶ月を経過する日」までとなります。

《事前確定届出給与の届出期限》

通常の届出の期限は

- ① 株主総会等における事前確定届出給与に係る定めを決議した日から1ヶ月を経過する日
- ② 会計期間開始日から4ヶ月を経過する日

のいずれか早い日になりますが、申告期限が延長された法人については①と、会計期間開始日から「延長月数+3ヶ月を経過する日」のいずれか早い日となります。

《業績連動給与決定の手続期限》

業績連動給与の損金算入要件の1つとして「算定方法等を会計期間開始日から3ヶ月を経過する日までに報酬委員会で決定等すること」がありますが、申告期限が延長された法人については会計期間開始日から「延長月数+2ヶ月を経過する日」までが、決定等の手続期限となります。